

みなかみ町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (2年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 30年度の人件費率
元年度	人 18,375	千円 13,624,245	千円 500,351	千円 2,087,171	% 15.3	% 16.1

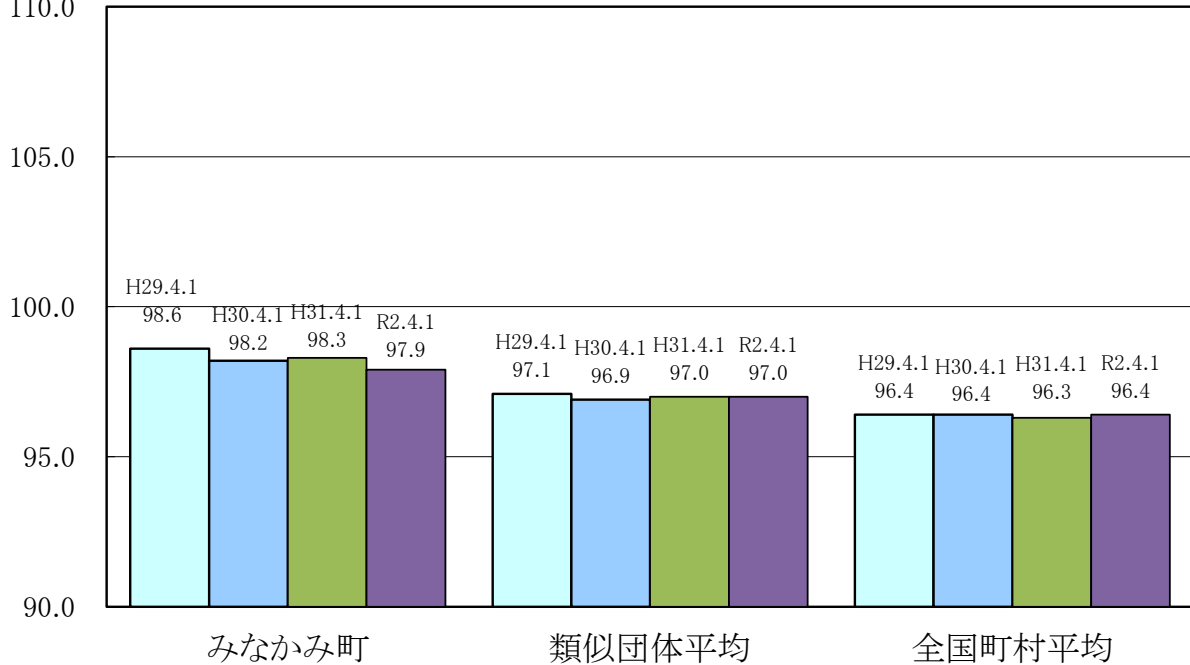
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)町村類型平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
元年度	人 204	千円 903,623	千円 137,951	千円 354,335	千円 1,395,909	千円 6,843	千円 5,775

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成31年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況

(例)
110.0



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

人事委員会の設置 無し

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成28年4月1日
（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層（2級）については、平均▲3,056円。高齢層については平均13,180円。激変緩和のため、3年間（平成31年3月31日）までの経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）みなかみ町においては未実施。
（実施時期）みなかみ町においては未実施。

（参考）

	平成26年度 の支給割合	平成27年度の 支給割合		平成28 年度の支 給割合	平成29 年度の支 給割合	平成30 年度の支 給割合	令和元年 度の支給 割合	令和2年 度の支給 割合
		4月1日 時点	遡及改定 後					
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
みなかみ町の支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成28年4月1日実施）
支給実績はなし。

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和2年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
みなかみ町	46.7 歳	342,700 円	403,717 円	384,009 円
群馬県	43.4 歳	334,700 円	409,596 円	366,866 円
国	43.2 歳	327,564 円	—	408,868 円
類似団体	41.8 歳	307,677 円	357,484 円	338,029 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
みなかみ町	55.9 歳	8 人	289,800 円	350,163 円	345,518 円	—	—	—	—
うち 用務員	57.4 歳	3 人	234,900 円	240,567 円	240,956 円	用務員	55.9 歳	207,900 円	1.16
	歳	人	円	円	円		歳	円	
	歳	人	円	円	円		歳	円	
群馬県	53.7 歳	73 人	349,000 円	376,220 円	367,353 円	—	—	—	—
国	50.9 歳	2,319 人	287,283 円	—	328,862 円	—	—	—	—
類似団体	50.5 歳	8 人	290,475 円	311,104 円	303,923 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
みなかみ町	—	—	—
うち 用務員	4,043,900 円	2,862,400 円	1.41
	円	円	
	円	円	

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成〇～〇年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
みなかみ町	48.6 歳	361,800 円	395,809 円
群馬県	43.8 歳	364,800 円	403,337 円
類似団体	41.3 歳	300,309 円	329,728 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		みなかみ町	群馬県	国
一般行政職	大学卒	174,400 円	187,200 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	153,900 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	— 円	149,500 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和2年4月1日現在）

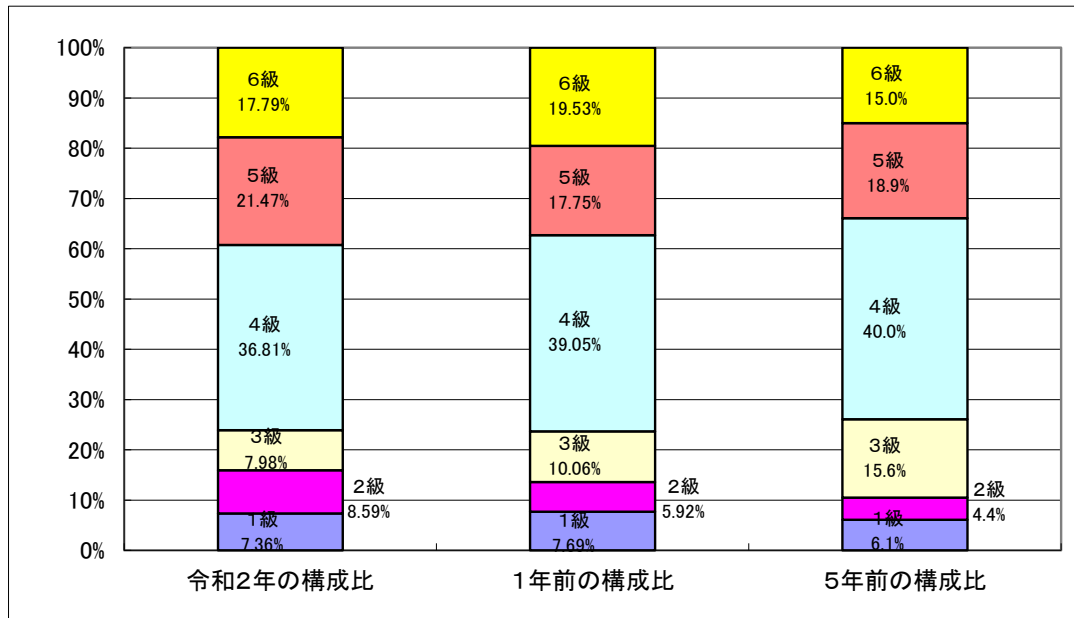
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	269,900 円	358,700 円	380,300 円	394,700 円
	高校卒	228,100 円	306,900 円	365,100 円	384,200 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	325,700 円	333,000 円
	中学卒	— 円	— 円	298,900 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

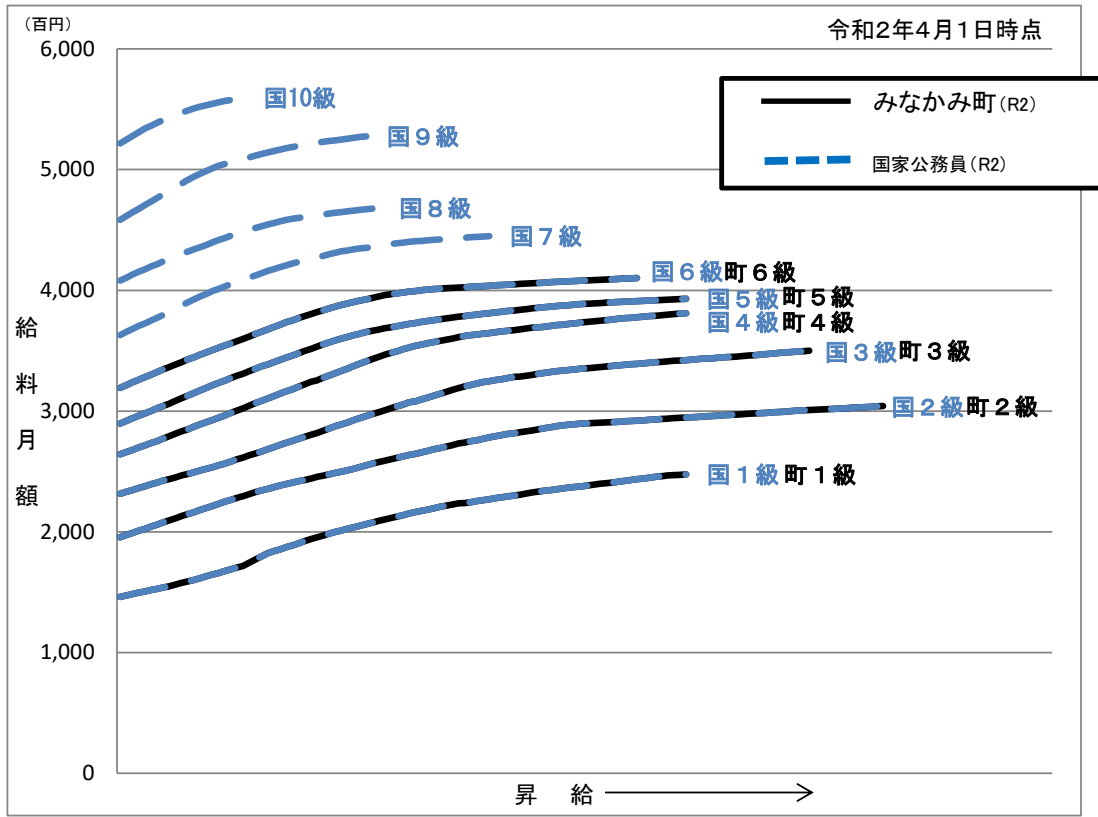
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和2年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長・次長・室長・参事	29人	17.79%	319,200円	410,200円
5級	課長補佐・参事	35人	21.47%	289,700円	393,000円
4級	係長・主幹	60人	36.81%	264,200円	381,000円
3級	主査	13人	7.98%	231,500円	350,000円
2級	主任	14人	8.59%	195,500円	304,200円
1級	主事・主事補	12人	7.36%	146,100円	247,600円

- (注) 1 みなかみ町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和2年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（みなかみ町）

令和2年4月2日から令和3年4月1日までににおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

みなかみ町	群馬県	国
1人当たり平均支給額(平成31年度) 1,708 千円	1人当たり平均支給額(平成31年度) 1,703 千円	—
(平成31年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(平成31年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(平成31年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%、管理監督者加算10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%、管理職加算10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（みなかみ町）

令和2年度中における運用	管理職	一般職員
イ 人事評価を活用している		
活用している成績率	支給可能な成績率 支給実績がある成績率	支給可能な成績率 支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		
上位、標準の成績率		
標準、下位の成績率		
標準の成績率のみ（一律）		
ロ 人事評価を活用していない	○	○
活用予定時期	未定	未定

(2) 退職手当（令和2年4月1日現在）

みなかみ町	国
(支給率) 自己都合 24.586875 月分 応募認定・定年 24.586875 月分	(支給率) 自己都合 24.586875 月分 応募認定・定年 24.586875 月分
勤続20年 19.6695 月分	勤続20年 19.6695 月分
勤続25年 28.0395 月分	勤続25年 28.0395 月分
勤続35年 39.7575 月分	勤続35年 39.7575 月分
最高限度額 47.709 月分	最高限度額 47.709 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特別措置(割増率2～45%)	その他の加算措置 ・定年前早期退職特別措置(割増率2～45%)
1人当たり平均支給額 16,812 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成31年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給実績(平成31年度決算)		696 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成31年度決算)		232,025 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
群馬県のうち前橋市	3 %	2 人	3 %
東京都のうち特別区	20 %	1 人	20 %
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績(平成31年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成31年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成31年度)		0.0 %		
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成31年度決算)	左記職員に対する支給 単価
			千円	
			千円	

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成31年度決算)	54,275 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成31年度決算)	372 千円
支給実績(平成30年度決算)	49,914 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	331 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成31年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成31年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成31年度決算)
扶養手当	・子…月額10,000円 ・子以外の扶養親族 …1人につき月額6,500円 ・特定期間の加算 …1人につき月額5,000円	同じ	—	30,623 千円	244,984 円
住居手当	月額家賃16,000円を超える場合、その額に応じて28,000円を限度に支給	同じ	—	6,218 千円	282,636 円
通勤手当	通勤距離 ・2km以上～5km未満 2,000円 ・5km以上～10km未満 4,200円 ・10km以上～15km未満 7,100円 ・15km以上～20km未満 10,000円 ・20km以上～25km未満 12,900円 ・25km以上～30km未満 15,800円 ・30km以上～35km未満 18,700円 ・35km以上～40km未満 21,600円 ・40km以上～45km未満 24,400円 ・45km以上～50km未満 26,200円 ・50km以上～55km未満 28,000円 ・55km以上～60km未満 29,800円 ・60km以上 31,600円	同じ	—	14,086 千円	76,141 円
管理職手当	・課長 62,300円 ・次長 51,900円 ・課長補佐 49,600円 ・参事 48,200円 36,900円	異なる	支給区分	45,639 千円	600,513 円
寒冷地手当	・扶養親族のある世帯主 17,800円 ・扶養親族のない世帯主 10,200円 ・その他の職員 7,360円	同じ	—	13,287 千円	58,533 円
宿日直手当	・宿直、日直1回につき 4,400円	同じ	—	1,250 千円	8,562 円

5 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	町 長	680,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額 880,000 円/ 492,000 円		
	副 町 長	554,000	円	710,000 円/	468,000 円	
報 酬	議 長	378,000	円	420,000 円/	230,000 円	
	副 議 長	297,000	円	360,000 円/	180,000 円	
	議 員	270,000	円	345,000 円/	157,000 円	
期 末 手 当	市区町村長 副市町村長	(平成31年度支給割合) 4.40		月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(平成31年度支給割合) 4.40		月分		
退 職 手 当		(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	町 長	給与月額×在職年数×520/100		14,144,000	任期毎	
	副 町 長	給与月額×在職年数×300/100		6,648,000	任期毎	
	備 考					

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

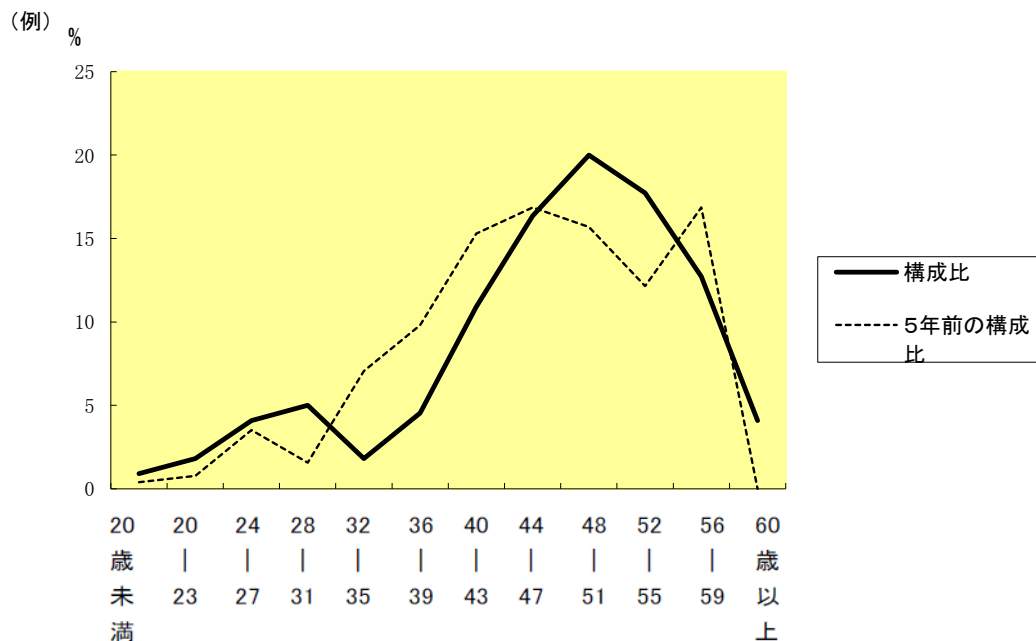
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和元年	令和2年		
普 通 会 計 部 門	議会	3	3	0	
	総務・企画	57	49	▲ 8	
	税務	13	12	▲ 1	
	農林水産	17	19	2	
	商工	19	20	1	
	土木	18	17	▲ 1	
	民生 衛生	21 15	21 14	0 ▲ 1	
	計	163	155	▲ 8	<参考> 人口1万当たり職員数 84.35 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 74.68 人)
	教育部門	41	41	0	
	消防部門				
	小 計	204	196	▲ 8	<参考> 人口1万当たり職員数 106.67 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 92.19 人)
公 営 企 業 計 等 部 門	上水道	4	4	0	
	下水道	5	5	0	
	その他	14	15	1	
	小 計	23	24	1	
合 計		227 [394]	220 [394]	▲ 7 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 119.73 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和2年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	2人	4人	9人	11人	4人	10人	24人	36人	44人	39人	28人	9人	220人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	178	174	172	168	163	155	▲ 23 (▲ 12.9)
教育	47	44	43	41	41	41	▲ 6 (▲ 12.8)
消防							0 (0.0)
普通会計計	225	218	215	209	204	196	▲ 29 (▲ 12.9)
公営企業等会計計	30	27	25	24	23	24	▲ 6 (▲ 20.0)
総合計	255	245	240	233	227	220	▲ 35 (▲ 13.7)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成30年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成31年度	千円 361,986	千円 38,222	千円 27,944	% 7.7	% 10.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成31年度	人 4	千円 14,677	千円 2,257	千円 6,368	千円 23,302	千円 5,826	千円 6,165

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和2年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
みなかみ町	38.8 歳	317,450 円	464,800 円
団体平均	44.2 歳	339,529 円	512,723 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

みなかみ町	市町村平均（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額(平成31年度) 1,592 千円	1人当たり平均支給額(平成31年度) 1,522 千円
(平成31年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和2年4月1日現在）

みなかみ町			市町村平均（一般行政職・団体平均等）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	月分	月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	月分	月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	月分	月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	月分	月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特別措置(割増率2~45%)			その他の加算措置 (退職時特別昇給)		
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円	1人当たり平均支給額	千円	千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成31年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給実績(平成31年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成31年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
群馬県のうち前橋市	3 %	0 人	3 %
東京都のうち特別区	20 %	0 人	20 %
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績(平成31年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成31年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成31年度)		0.0 %		
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成31年度決算)	左記職員に対する支給 単価
			千円	
			千円	

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成31年度決算)	1,939 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成31年度決算)	485 千円
支給実績(平成30年度決算)	1,172 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	234 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成31年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和2年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度と の異同	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (平成31年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成31年度決算)
扶養手当	・子…月額10,000円 ・子以外の扶養親族 …1人につき月額6,500円 ・特定期間の加算 …1人につき月額5,000円	同じ	—	318 千円	318,000 円
住居手当	月額家賃16,000円を超える 場合、その額に応じて 28,000円を限度に支給	同じ	—	0 千円	0 円
通勤手当	通勤距離 ・2km以上～5km未満 2,000円 ・5km以上～10km未満 4,200円 ・10km以上～15km未満 7,100円 ・15km以上～20km未満 10,000円 ・20km以上～25km未満 12,900円 ・25km以上～30km未満 15,800円 ・30km以上～35km未満 18,700円 ・35km以上～40km未満 21,600円 ・40km以上～45km未満 24,400円 ・45km以上～50km未満 26,200円 ・50km以上～55km未満 28,000円 ・55km以上～60km未満 29,800円 ・60km以上 31,600円	同じ	—	341 千円	85,200 円
管理職手当	・課長 62,300円 ・次長 51,900円 ・課長補佐 49,600円 ・参事 48,200円 36,900円	同じ	—	0 千円	0 円
寒冷地手当	・扶養親族のある世帯主 17,800円 ・扶養親族のない世帯主 10,200円 ・その他の職員 7,360円	同じ	—	199 千円	49,850 円
宿日直手当	・宿直、日直1回につき 4,400円	同じ	—	4 千円	4,400 円

(2) △△事業



※ 等級等ごとの職員の数の公表

平成26年の地方公務員改正（平成28年4月施行）により、職員の職務の複雑、困難及び責任の度に基づく等級ごとに分類する際に基準となるべき職務の内容を定めた等級別職務基準表の作成が義務づけられました（法第25条題3項及び第5項）。

この公表は、法第58条の3の規定に基づき行うものです。

等級別職務基準表（令和2年4月1日基準）

行政職給料表（一）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	1. 主事、主事補の職務 2. 定型的な業務に従事する者及び相当の技能又は経験を必要とする業務に従事する者の職務	16人	7%	主事	4人
				主事補	10人
				用務員	2人
				計	16人
2級	1. 主任の職務 2. 高度の技能又は経験を必要とする業務に従事する者の職務	17人	8%	主任	16人
				技師	1人
				計	17人
3級	1. 主査の職務 2. 特に高度な技能又は経験を必要とする業務に従事する者の職務	26人	12%	主査	16人
				運転手	2人
				技師	2人
				用務員	1人
				専門員	5人
				計	26人
4級	係長、主幹の職務	87人	40%	係長	0人
				主幹	87人
				計	87人
5級	課長補佐、参事の職務	42人	19%	課長補佐	40人
				参事	2人
				計	42人
6級	課長、次長、室長、参事の職務	32人	15%	課長	14人
				次長（室長）	18人
				参事	0人
				計	32人
合計		220人	100%		